

登園届

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。（登園のめやすは子どもの全身状態が良好であることが基準です。）なお、この登園届には**通院を証明できるもの（領収書の写し等）**を添付してください。

登園届（保護者記入）		
（認）川島こども園 施設長 行		
		入所児童氏名
病名「		」と診断され、
年 月 日	医療機関名「	」において
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。		
年 月 日		
保護者氏名		印又はサイン

認定こども園は乳幼児が集団で長時間生活をともにする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが1日快適に生活できることが大切です。

認定こども園入所児がよくかかる下記の感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いします。なお、認定こども園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するようご配慮ください。

○ 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が望ましい感染症

感染症名	感染しやすい時期	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24時間経過を経て、熱がなく全身状態良好な場合
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること（目安として咳が1時間に1回程度になっていること）
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の一週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが、数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
帯状疱疹	水疱を形成している間	全ての発疹が痂皮化してから
突発性発しん		解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹（とびひ）		治療を開始しており、皮膚が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること

※ 2012年改訂版 厚生労働省による保育所における感染症対策ガイドライン、及び茨城県医師会乳幼児保健委員会の登園基準を元に作成